

滋賀県附属機関設置条例の一部改正について

1 改正の理由

これまで、知事の附属機関として各部に設置されていた指定管理者選定委員会等および PFI 事業者選定委員会等をそれぞれ統合し、委員会運営の効率化を図るため、滋賀県附属機関設置条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

【現状】 各部署施設所管課で委員会を運営

滋賀県総合企画部指定管理者選定委員会
滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会
滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会
滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会
滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会
滋賀県農政水産部指定管理者選定委員会
滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会

(委員数計) 75 人以内

【統合後】

滋賀県指定管理者等選定委員会 (財政課財産活用推進室で所管)
・文化芸術振興部会
・スポーツ部会
・森林政策部会
・都市公園部会 等

50 人以内

滋賀県文化スポーツ部 PFI 事業者等選定委員会
滋賀県健康医療福祉部 PFI 事業者選定委員会
滋賀県商工観光労働部 PFI 事業者選定委員会
滋賀県土木交通部 PFI 事業者選定委員会

(委員数計) 32 人以内

滋賀県 PFI 事業者等選定委員会 (財政課財産活用推進室で所管)
PFI 案件毎に部会を設置

25 人以内

3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

これまで知事の附属機関として各部に設置されていた指定管理者選定委員会等およびPFI事業者選定委員会等をそれぞれ統合することにより、委員会運営に係る業務の効率化を図るため、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県指定管理者等選定委員会および滋賀県PFI事業者等選定委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとします。（別表関係）
- (2) 知事の附属機関として各部に設置されていた指定管理者選定委員会等を廃止することとします。（別表関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。
 - イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第10条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第12条以下 省略</p>	<p>第1条～第10条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第12条以下 省略</p>

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第6条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第8条以下 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第8条以下 省略</p>

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第10条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第12条以下 省略</p>	<p>第1条～第10条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第12条以下 省略</p>

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第6条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第8条以下 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第8条以下 省略</p>

滋賀県立視覚障害者センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第5条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第7条以下 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第7条以下 省略</p>

滋賀県立聴覚障害者センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第4条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第6条以下 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第6条以下 省略</p>

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
<p>第1条～第11条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第13条以下 省略</p>	<p>第1条～第11条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第13条以下 省略</p>

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
<p>第1条～第10条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第12条以下 省略</p>	<p>第1条～第10条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第12条以下 省略</p>

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
<p>第1条～第13条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第15条以下 省略</p>	<p>第1条～第13条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第15条以下 省略</p>

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
<p>第1条～第5条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県農政水産部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第7条以下 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第7条以下 省略</p>

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立きゃんせの森の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
<p>第1条～第3条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第5条以下 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第5条以下 省略</p>

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
<p>第1条～第15条 省略 （指定管理者の指定の手続）</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第17条以下 省略</p>	<p>第1条～第15条 省略 （指定管理者の指定の手続）</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第17条以下 省略</p>

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第6項関係）

旧	新
<p>第1条～第18条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県土木交通</u> <u>部指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第20条以下 省略</p>	<p>第1条～第18条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理</u> <u>者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第20条以下 省略</p>

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第6項関係）

旧	新
<p>第1条～第37条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第38条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県土木交通</u> <u>部指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第39条以下 省略</p>	<p>第1条～第37条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第38条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理</u> <u>者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第39条以下 省略</p>

滋賀県都市公園条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条の2 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第9条の3 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>知事は、彦根総合スポーツ公園以外の都市公園に係る指定管理者の指定に当たってはあらかじめ滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会の、彦根総合スポーツ公園に係る指定管理者の指定に当たってはあらかじめ滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第9条の4以下 省略</p>	<p>第1条～第9条の2 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第9条の3 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県指定管理者等選定委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第9条の4以下 省略</p>

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールを設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第11条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第13条以下 省略</p>	<p>第1条～第11条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第13条以下 省略</p>

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第7条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第9条以下 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第9条以下 省略</p>

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手続）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事等は、宿泊研修館以外の施設に係る指定管理者の指定に当たってはあらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の、宿泊研修館に係る指定管理者の指定に当たってはあらかじめ<u>滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手続）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事等は、宿泊研修館以外の施設に係る指定管理者の指定に当たってはあらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の、宿泊研修館に係る指定管理者の指定に当たってはあらかじめ<u>滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀アリーナの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手続）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手続）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立琵琶湖漕艇場そうの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第9項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県総合企画部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（令和5年滋賀県条例第43号）新旧対照表（付則第10項関係）

旧	新
<p>第12条第2項中「規定による」を削り、同条に次の2項を加える。</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、知事は、管理業務が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第4項に規定する選定事業である場合にあつては、同条第5項に規定する選定事業者を指定管理者として指定することができる。</p>	<p>第12条第2項中「規定による」を削り、同条に次の2項を加える。</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ<u>滋賀県指定管理者等選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、知事は、管理業務が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第4項に規定する選定事業である場合にあつては、同条第5項に規定する選定事業者を指定管理者として指定することができる。</p>